

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

現行			改正			改正理由
本則 (省略)			本則 (省略)			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
番号	教育研究組織	職等	番号	教育研究組織	職等	
1	グローバルイノベーション研究院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー教授</li> <li>・キャリアチャレンジ教授（任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職を含む。）</li> <li>・教授及び准教授</li> </ul>	1	グローバルイノベーション研究院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー教授</li> <li>・キャリアチャレンジ教授（任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職を含む。）</li> <li>・教授及び准教授</li> </ul>	
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスティンディングイッシュトプロフェッサー</li> <li>・テニュアトラック教員（テニュア付与後の職を含む。）</li> <li><u>（新設）</u></li> </ul>	2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスティンディングイッシュトプロフェッサー</li> <li>・テニュアトラック教員（テニュア付与後の職を含む。）</li> <li>・教授（キャリアチャレンジ教授であった者が任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職に限る。）</li> </ul>	
3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第9号から第12号までに定める組織及び施設	教員任期規程別表第9号から第12号までに定める職（任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。）	3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第9号から第12号までに定める組織及び施設	教員任期規程別表第9号から第12号までに定める職（任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。）	
4	組織運営規則第6条第1項に定める施設	教授、准教授、講師、助教及び助手（前号に定める職を除く。）のうち、年俸制給与の適用について同人が希望し、かつ、学長が認めた者	4	組織運営規則第6条第1項に定める施設	教授、准教授、講師、助教及び助手（前号に定める職を除く。）のうち、年俸制給与の適用について同人が希望し、かつ、学長が認めた者	

附 則（平成31年4月1日細則第6号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。